

(8)

入 札 公 告

公 告 第 150 号
令和 8 年 7 月 23 日

下記条件により制限付き一般競争入札を行うので、南魚沼市財務規則(平成19年南魚沼市規則第4号)第142条の規定により公告する。

南魚沼市長 林 茂 男

記

1. 委 託 番 号	公委補第1号	
2. 委 託 名	南魚沼市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託	
3. 施 行 地	南魚沼市内	
4. 履 行 期 間	契約締結の日から 令和9年3月31日まで	
5. 予 定 価 格	事後公表	
6. 入札参加申請書	令和8年7月23日(木) 午前9時 から 令和8年7月29日(水) 午後4時 まで	
(1) 提 出 期 間	電子入札	紙入札
	電子入札システムを用いて提出する。ただし、システム休止期間を除く。	入札参加申込書を作成し、南魚沼市役所 財政課 契約検査班に提出する。
(2) 添 付 書 類	「8.参加資格要件」に定める②③④⑤を証明できる書類として ②：技術者資格確認書（入札情報サービスに掲載）、資格又は学位を有することを証明できる資料（資格者証の写し等又は修了証明書の写し等）、実績を有することを証明できる資料（テクリスの写し等） ③：技術者資格確認書（入札情報サービスに掲載）、資格を有することを証明できる資料（資格者証の写し等）又は実績を有することを証明できる資料（テクリスの写し等）直接雇用している者でない場合は、上記に加えて本業務への従事を承諾していることを確認できる資料 ④：技術者資格確認書（入札情報サービスに掲載）、資格を有することを証明できる資料（資格者証の写し等）直接雇用している者でない場合は、上記に加えて本業務への従事を承諾していることを確認できる資料 ⑤：履行実績確認書（入札情報サービスに掲載）、契約書の写し及び業務内容を確認できる資料（仕様書等） ※PDFデータ等に加工し、添付する。又は入札参加申請書の提出期間に財政課契約検査班に提出する。	
(3) 確 認 結 果	各申請者に電子入札システムにより通知する。	不適格者のみに連絡する。
7. 設 計 図 書 閲 覧	入札情報サービスに掲載	
8. 参 加 資 格 要 件	以下の要件を全て満たす者。ただし、市長が不適当と認めた者は除く。 ①南魚沼市建設工事入札参加資格審査規程に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者で、建設コンサルタント等業務の「下水道」部門に登録がある者 ②技術士（総合技術管理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））の資格又は博士（工学）の学位を有し、過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日まで）において、地方公共団体等の下水道関連事業における官民連携手法の導入可能性調査、発注支援又はこれらの類似業務に従事した経験を有する者を管理技術者、照査技術者として配置し、業務に従事させることが可能な者 ③公認会計士の資格又は経営戦略、料金改定いずれかの業務に従事した経験を有する者を担当技術者として配置し、業務に従事させることが可能な者（再委託可） ④弁護士の資格を有する者を担当技術者として配置し、業務に従事させることが可能な者（再委託可） ⑤過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日まで）において、地方公共団体等の下水道関連事業における官民連携手法の導入可能性調査、発注支援又はこれらの類似業務の元請実績を有する者	

	⑥入札参加申込書の提出日から開札日までの期間に南魚沼市及び新潟県の指名停止を受けていないこと ⑦会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと（ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く） ⑧民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く）				
9. 質 問 及 び 回 答 (1) 質 問 方 法 (2) 回 答 方 法	質疑がある場合は「質疑事項及び質疑回答書」に記載のうえ、令和8年7月29日(水)午後4時までに財政課契約検査班に提出（メール：keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp）する。 令和8年7月30日(木)午後5時までに入札情報サービスに掲載する。				
10. 入 札 受 付 期 間	令和8年8月3日（月） 午前9時 から 令和8年8月5日（水）午後0時(正午) まで <table border="1"> <thead> <tr> <th>電子入札</th><th>紙入札</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子入札システムを用いて提出する。ただし、システム休止期間を除く。</td><td>代表者印を押印した入札書及び内訳書を封入し、財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。</td></tr> </tbody> </table>	電子入札	紙入札	電子入札システムを用いて提出する。ただし、システム休止期間を除く。	代表者印を押印した入札書及び内訳書を封入し、財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。
電子入札	紙入札				
電子入札システムを用いて提出する。ただし、システム休止期間を除く。	代表者印を押印した入札書及び内訳書を封入し、財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。				
11. 内 訳 書	必 要 （入札書の提出時に添付すること。提出の無い者の入札は無効とする。）				
12. 開 札 日 時 及 び 開 札 結 果	令和8年8月6日（木） 午前9時 以降 <table border="1"> <thead> <tr> <th>電子入札</th><th>紙入札</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落札者にメールで落札者決定通知書が、送信される。</td><td>落札者に財政課から電話連絡する。</td></tr> </tbody> </table>	電子入札	紙入札	落札者にメールで落札者決定通知書が、送信される。	落札者に財政課から電話連絡する。
電子入札	紙入札				
落札者にメールで落札者決定通知書が、送信される。	落札者に財政課から電話連絡する。				
13. 入 札 保 証 金	免 除				
14. 契 約 保 証 金	南魚沼市財務規則第132条の規定による				
15 最 低 制 限 価 格	無				
16 前 金 払 部 分 払	する。 ただし、契約金額300万円未満の場合はしない。 しない。 ただし、仕様書等により別途定める場合はする。				
17 無 効 入 札	入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。				
18 入 札 回 数	2回を限度とする。（入札1回、再入札1回）				
19 再入札の開札日時 及び再入札方法等	令和8年8月7日（金） 午前10時 以降 <table border="1"> <thead> <tr> <th>電子入札</th><th>紙入札</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再入札通知書がメール送信される。電子入札システムを用いて再入札書を提出する。再入札の日程等は電子入札システムを確認すること。</td><td>再入札の旨、財政課から電話連絡する。提出期限までに、封入した再入札書を財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。</td></tr> </tbody> </table>	電子入札	紙入札	再入札通知書がメール送信される。電子入札システムを用いて再入札書を提出する。再入札の日程等は電子入札システムを確認すること。	再入札の旨、財政課から電話連絡する。提出期限までに、封入した再入札書を財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。
電子入札	紙入札				
再入札通知書がメール送信される。電子入札システムを用いて再入札書を提出する。再入札の日程等は電子入札システムを確認すること。	再入札の旨、財政課から電話連絡する。提出期限までに、封入した再入札書を財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。				
20 入 札 の 中 止	入札を中止又は延期する場合は、入札参加者に通知する。				
21 入 札 の 辞 退	入札参加申請書の提出後、入札を辞退する場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>電子入札</th><th>紙入札</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子入札システムから入札辞退申請を行う。</td><td>辞退届を財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。</td></tr> </tbody> </table>	電子入札	紙入札	電子入札システムから入札辞退申請を行う。	辞退届を財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。
電子入札	紙入札				
電子入札システムから入札辞退申請を行う。	辞退届を財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。				
22 そ の 他 留 意 事 項	(1)入札契約に関する全ては、南魚沼市財務規則、同委託契約約款及び市の指示による。 (2)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (3)落札決定後においては、入札参加者からの異議申し立ては受け付けない。				